

沖縄県立中部病院空調設備関連工事

2 0 2 2

沖縄県立中部病院

図 面 目 録					
図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺
		A - 1			A - 1
M - 0 0	図 面 目 録	N / S	M - 0 9	養生配置・天井補修箇所図（5階空調機更新）	S = 1 / 2 0 0
M - 0 1	特 記 仕 様 書 ①	N / S	M - 1 0	透析側FCU配管図（南病棟 1 階FCU更新）	S = 1 / 1 0 0
M - 0 2	特 記 仕 様 書 ②	N / S	M - 1 1	透析側FCU制御配線図（南病棟 1 階FCU更新）	S = 1 / 1 0 0
M - 0 3	特 記 仕 様 書 ③	N / S	M - 1 2	放射線治療側FCU配管図（南病棟 1 階FCU更新）	S = 1 / 1 0 0
M - 0 4	特 記 仕 様 書 ④	N / S	M - 1 3	放射線治療側FCU制御配線図（南病棟 1 階FCU更新）	S = 1 / 1 0 0
M - 0 5	配 置 図 ・ 案 内 図	N / S	M - 1 4	ISSダクト図 更新前（北側ISS除塩フィルターユニット更新）	S = 1 / 1 0 0
M - 0 6	空調機器・ダクト図（5階空調機更新）	S = 1 / 2 0 0	M - 1 5	仮設ダクト設置図（北側ISS除塩フィルターユニット更新）	S = 1 / 1 0 0
M - 0 7	配 管 図（5階空調機更新）	S = 1 / 2 0 0	M - 1 6	ISSダクト図 更新後（北側ISS除塩フィルターユニット更新）	S = 1 / 1 0 0
M - 0 8	制 御 図（5階空調機更新）	S = 1 / 2 0 0			

沖縄県立中部病院	日付	2022. 04. 08	工事名称	沖縄県立中部病院空調設備関連工事	縮尺	N/S
	作図	施設管理技士 宮平	図面名称	特記仕様書①	図面番号	M-01

①
一
般
共
通
事
項

5 工事の余裕期間

(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。

(2) CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。

(3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。

(4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。

(5) 受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとする。

(6) 受注者は、余裕期間内において資材の搬入、仮設備の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。

(7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。

(8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。

図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。

6 既成工期
(1.2.1)

⑦ 施工図等
(1.2.3)

(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。

(2) 受注者は施行に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。

(3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以上、製作図及び施工図は工事着手前までに提出し承諾を受ける。

本工事は発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外にしようしてはならない。

⑧ 設計図CADデータの貸与

⑨ 施工管理体制
(1.3.1)

(1) 工事請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合7,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。

ア 現場施工に着手するまでの期間

・請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。

※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設備工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

イ 検査完了後の期間

工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約期間中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について

ア 建築業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日より前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。

イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。

⑩ 主任技術者等の資格

(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で指示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。

※資格の区分1

次のイ又はロに掲げるもの

イ 建築業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者

ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械、上下水道部門又は衛生工學部門に合格した者

⑪ 管理技術者の兼務
(特例管理技術者の配置)

12 電気保安技術者
(1.3.2)

13 施工条件
(1.3.3)

⑭ 交通安全管理
(1.3.6)

⑮ 施行中の環境保全等
(1.3.8)

⑯ 発生材の処理等
(1.3.9)

② 主
任
技
術
者
等
の
資
格

○資格の区分2

次のイ又はロに掲げるもの

イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者

ロ 資格の区分1のロに掲げる者

・資格の区分3

次のイ又はロに掲げるもの

イ 建築業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者

ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者

(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。

※ 本工事は、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。

・ 本工事は、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。

電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。

施工条件は、図示及び以下による。

()

国道6路線及び県道7路線における警備業務が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること（令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号）

(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。

(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

一般工用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260Kw）

ア バックホウ

イ 車輪式トラクタショベル

ウ ブルトーザ

エ 発動発電機

オ 空気圧縮機

カ 油圧ユニット（基礎工用機械で独立したもの）

キ ローラ類

ク ホイールクレーン

適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、既存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など）

(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。

発生材の種類及び処理方法		
引渡しを要するもの	○ 無	・ 有（図示）
特別管理産業廃棄物	○ 無	・ 有（図示）※現場調査を行う
再利用を図るもの	○ 無	・ 有（図示）

(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。

(3) 建設リサイクルの推進について

受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下、「COBRIS」という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

(4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。

ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から50Km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。

①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出

③ 主
任
技
術
者
等
の
資
格

②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出

(5) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件のうちから運搬費と処分費（平時受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。

(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について

ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに記載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufuruto.html>

なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

イ 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正に処理すること。

ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱について（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。

(7) 搬出前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収に要する機器、配管等がある場合は、搬出部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。

(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。

※火災保険

※組立保険

※請負業者賠償責任保険

・建設工事保険

・労働災害総合保険

(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。

(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。

ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内（電子申請方式よる場合にあっては契約後原則40日以内）に発注者に提出する。

イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。

ウ 未加入下請業者に対する加入を指導する。

エ 工事完了後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

(1) ゆいくる材の利用

ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。せれ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。

イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。

ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することが出来ない場合は、新材を使用する。

(2) ゆいくる材の品質管理

ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。

イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。

沖縄県立中部病院	日付	2022. 04. 08	工事名称	沖縄県立中部病院空調設備関連工事	縮尺	N/S
	作図 施設管理技士 宮平		図面名称	特記仕様書②	図面番号	M-02

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
	⑬ 機材の品質等 (1. 4. 2)	ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試験採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了時後に行う現場簡易試験を監督員等の立会いのもと、実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。		25 標識その他 (1. 7. 4)	情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は沖縄県GALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県GALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県GALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。		6 仮設工事 (4. 1. 1)	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。 監督員事務所を本工事で（※設置しない ・ 設置する（ ・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用））。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。
	⑭ 技能士 (1. 5. 2)	※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業）」一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。		26 機材	主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。 監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。		7 土工事 (4. 2. 1)	・足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。 残土処分は、（※構外適切処分 ・ 構内敷ならし）とする。
	21 化学物質の濃度測定 (1. 5. 8)	(1) 化学物質の濃度測定の基準、測定時期、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は以下により実施する。 ・「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（国営整第4号平成24年4月5日） ・「学校における室内空気汚染対策について」（15ス学健第11号平成15年7月4日）		27 施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。		8 その他	(1) 請負者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、請負者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・水道引込に係る負担金（ 円）税抜き ・ガス引込に係る負担金（ 円） ※ (3) 図示されたものを除き、以下による※
		測定対象室 測定箇所数 測定時期 備 考		28 耐震施工	(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ・「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・		③ 空気調和設備工事	① 空気調和機 2 制気口 ③ ダクト (2. 2. 1) ④ ダクト付属品 ⑤ 設計温湿度条件
	22 技術検査 (1. 6. 2)	(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。 中間技術検査を行う。実施回数及び治観する段階は以下による。 ()		29 磁気深査	本工事は磁気深査業務を含む。実施は「磁気深査実施要領 令和2年1月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。			⑥ その他
	23 完成時の提出図書 (1. 7. 1)	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載がない項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (3) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。		⑩ 墜落制止用器具	・墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）を遵守すること。 (1) 承諾図を提出する際は必ず設計図書と照らし合わせながらチェックマーク（✓）を記入したものを提出すること。 又、配管・配線等は使用する名称にカラーマーカーで示す。 (2) 図面内にメーカー用製造番号は参考程度とする。 (3) 給排気電動機等の電源供給は指定されたメーカーの電源仕様を確認すること。 (4) 既設建物への配管の接続等がある場合は、必ず着手前に事前調査を行い問題がないかを報告すること。 (5) 施工に関連した粉塵等に含まれる、感染性粒子によって引き起こされる真菌感染症の防止対策のため、感染症専門職員の指導の下、対策を実施すること。			
	24 情報共有システムの使用	本工事は沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1/10		② 共通工事	① 総合試運転調整 (1. 3. 3) ② 配管材料 (2. 1. 2) 3 埋設配管 (2. 7. 1) 4 保温工事 (3. 1. 1) ⑤ 塗装 (3. 2. 1)			
					総合調整は以下の項目を行うこと。 ○ 風量調整 ○ 水量調整 ○ 室内外空気の温湿度の調整 ・ 室内気流及びじんあいの調整 ○ 騒音、振動の調整 ・ 飲料水の水量の調整 ○ 運転状態（総合調整結果）の記録 ※ 管材は別表－2による。ただし、図示されたものを除く。 ・ 地中埋設機の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・ アスファルト舗装以外の地中埋設機は、（ ・ コンクリート製 ・ 鉄製）とする。 図示及び契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。 露出部分は全て塗装を施すこと。			

別表－1（関連工事との取り合い）				
工事内容		本工事	別途工事	
		機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置（課題、アンカーボルトを除く）	・	・	※
	屋上設置（課題、アンカーボルトを除く）	・	・	※
	屋外設置（課題、アンカーボルトを除く）	※	・	・
	架台、アンカーボルト	※	・	・
貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	※	・	・
	補強鉄筋	・	・	※
	スリーブの穴埋め	※	・	・
箱入れ （はり、床、壁）	箱入れ	※	・	・
	補強鉄筋	・	・	※
	型枠の穴埋め	※	・	・
天井、壁切り込み	墨出し	※	・	・
	下地組み、ボード類切り込み （埋込照明器具、スピーカー等）	・	・	※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	・	※
インサート	インサート	※	・	・
外気取入ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	・	※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・	・
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	・
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	・	※
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作ｽﾏｲﾝｸﾞ間の配線	・	・	※
	上記の配線	※	・	・
	パッケージ型空調調和器などで屋内機と屋外機との間の配管	・	・	※
	上記の配線	※	・	・
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・	・
自動制御	上記の配管、配線	・	・	※
	電気配管	・	・	・
	電気配線	・	・	・
	電源供給	・	・	※
浄化槽	コンクリート躯体	・	・	・
	基礎コンクリート	※	・	・
	基礎杭	・	・	・
	根切り、埋戻し	※	・	・
	残土処理	※	・	・
	防護柵	・	・	・
	土止め工事	・	・	・
	保護砂	・	・	・
	湧水処理	・	・	・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・	・	・
	操作盤までの1次側電気工事	・	・	※
	操作盤以降の2次側電気工事	※	・	・
桶	ルーフトレイン及び立て桶	・	・	※
	立て桶接続用埋設横引管	・	・	※
流し類	台所流し台、手洗い流し台（SUS入研ぎ共）	・	・	※
	上記配管接続	※	・	・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	※	・	・
カウンター	はめ込洗面器カウンター	※	・	・
身障者用手すり	衛生器具廻り	※	・	・
	その他手すり	・	・	※

※配線は接続を含むものとする。

特記事項

1. 空調機器、換気機器、衛生機器、器具類及び配管、ダクト等の設備機器全ての撤去を行う。又配管撤去等により使用建物へ支障がないよう仕切り止め等を行う。

2. 配管撤去等による使用建物の損傷部分は現状復旧を行う。

3. 保温材は、配管・ダクト等より分離する。

4. ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。

5. ダクト及び配管等の接続用ガスケット、パッキン・吊りボルト等は適切な処理を行うこと。

6. 冷 媒 （フロン系の破壊） 1) 冷媒の破壊処理は、フロン回収破壊法に基づき許可されたフロン類破壊業者により行う。

（1）フロン類破壊業者許可書 2）監督員に次の書類の写しを提出すること。

（2）フロン破壊数量の記録

7. 撤去された再生材は、再資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等によるほか、建築副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理する。

8. 工事の着手、施行、完成にあたり関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。

9. アスベストの調査及び撤去に関しては、監督員と協議すること。

別表－2（管材）

用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	地中配管	
油管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	冷媒・被覆銅管
	機械室・便所配管	冷媒・被覆銅管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	冷媒・被覆銅管
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管（HI-VP）
	機械室・便所配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管（HI-VP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	水道用硬質塩化ビニル（インゴ）鋼管（SGP-VB）
	地中配管	
給湯管	屋内一般配管	保温付被覆銅管
	機械室・便所配管	保温付被覆銅管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	保温付被覆銅管
	地中配管	
消火管	屋内一般配管	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
	機械室・便所配管	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
	地中配管	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
排水管	屋内一般配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	機械室・便所配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	地中配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
通気管	屋内一般配管	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	機械室・便所配管	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	地中配管	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
ガス管	屋内一般配管	ポリエチレン配管用炭素鋼鋼管（白）
	機械室・便所配管	ポリエチレン配管用炭素鋼鋼管（白）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	ポリエチレン配管用炭素鋼鋼管（白）
	地中配管	ポリエチレン被覆銅管
特記事項		

※冷媒管に断熱材被覆管を使用した場合の断熱材厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする
ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。

※給湯・銅管（保温使用は、公共建築工事標準仕様書 表2.3.5（C2.（ロ）.1）関係が50m/m未満は、保温厚20m/m以上の保温材巻とする。

1 節 一般事項

1 適用範囲

沖縄県立中部病院空調設備関連工事（機械設備）に適用する。

公共建築物改修工事標準仕様書（平成31年版）、関連法規（建設リサイクル法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法等）及び国土交通省建設リサイクルガイドラインを遵守し、施行を行う。

2 用語の定義

本仕様書において用いる用語の意味は、次のとおりとする。

- 1）「分別解体」とは、建築物等に用いられた建設資材に係る廃棄物をその処理形態に応じて分別し、当該建築物を計画的に解体する行為をいう。
- 2）「破壊解体」とは、圧砕機又はブレーカー等により、躯体を破壊して解体する行為をいう。
- 3）「転倒解体」とは、壁・柱等の転倒方向を定め脚部の一部を破壊し、所定の方向に転倒させ解体する行為をいう。
- 4）「部分解体」とは、カッター又はワイヤーソー等により、躯体を部材ごと、又は柱と梁等の部材が組み合ったブロックごとに、切り離し解体する行為をいう。
- 5）「自立状態」とは、対象となる柱又は壁等が、控となっていた他の架構や壁等から切り離され、自立した状態をいう。

2 節 調査・事前措置

1 施工調査

解体施工に係る施工調査は、特別管理処理、再使用、再資源化等に分類し調査を行う。

1) 設計図書と現場との整合性を調査する。

2) 施工計画、処理方法

3) 上記 1) 2) をまとめて報告書作成

2 事前措置

a) 特別管理産業廃棄物がある場合は、特別管理産業廃棄物等の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画、改修計画を定める施工計画書に記載する。

b) 建築物等の解体に先立ち、各種設備の供給が停止していることを確認する。

なお、給水管、排水管、消火管、ガス管の供給管等の切断は、次の1）及び2）による。

- 1) 切断は、躯体に支障がない位置で適切に行い、給水管、ガス管様は、一次側をプラグ止めとする。また、切断位置は、記録を残し、監督員に提出する。
- 2) 新たに配管等の切り回しが必要となる場合は、監督員と協議する。
- c) 落下するおそれのある付属物は撤去する。
- d) 建築物等の解体に際して、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は、駆除等を行う。
- e) 衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による臭いの発生を防止する。
- f) 浄化槽、排水槽等で汚水及び汚物の残留がある場合は、回収を行うとともに洗浄を行い、臭いの発生と周囲及び地中の汚染を防止する。
- g) 各配管の撤去に関して、周辺に影響のないよう飛散防止又は安全計画指針に準拠すること。

3 節 建築物の解体手順

解体手順は次の1）から7）による。ただし、解体施工の技術上これにより難しい場合は手順を変更し監督員に報告する。

- 1) 建築設備
- 2) 内・外装材
- 3) 屋根瓦材等
- 4) 躯体
- 5) 基礎・杭その他
- 6) 構内舗装等
- 7) 地下埋設物、埋設配管

4 節 建築設備

機械設備は、次の1）から6）に分別解体する。

- 1) 配管及びダクト
- 2) 機器類
- 3) 保温材
- 4) 浄化槽、ユニットバス
- 5) 衛生陶器類
- 6) その他の機械設備

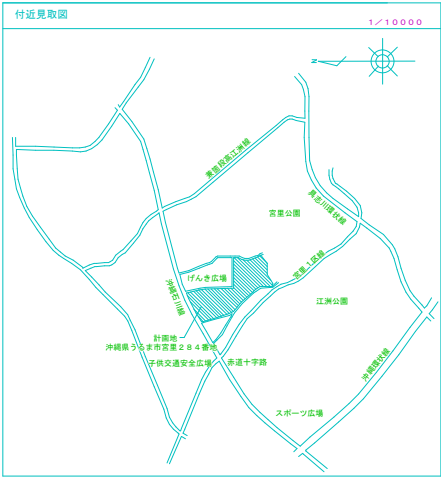
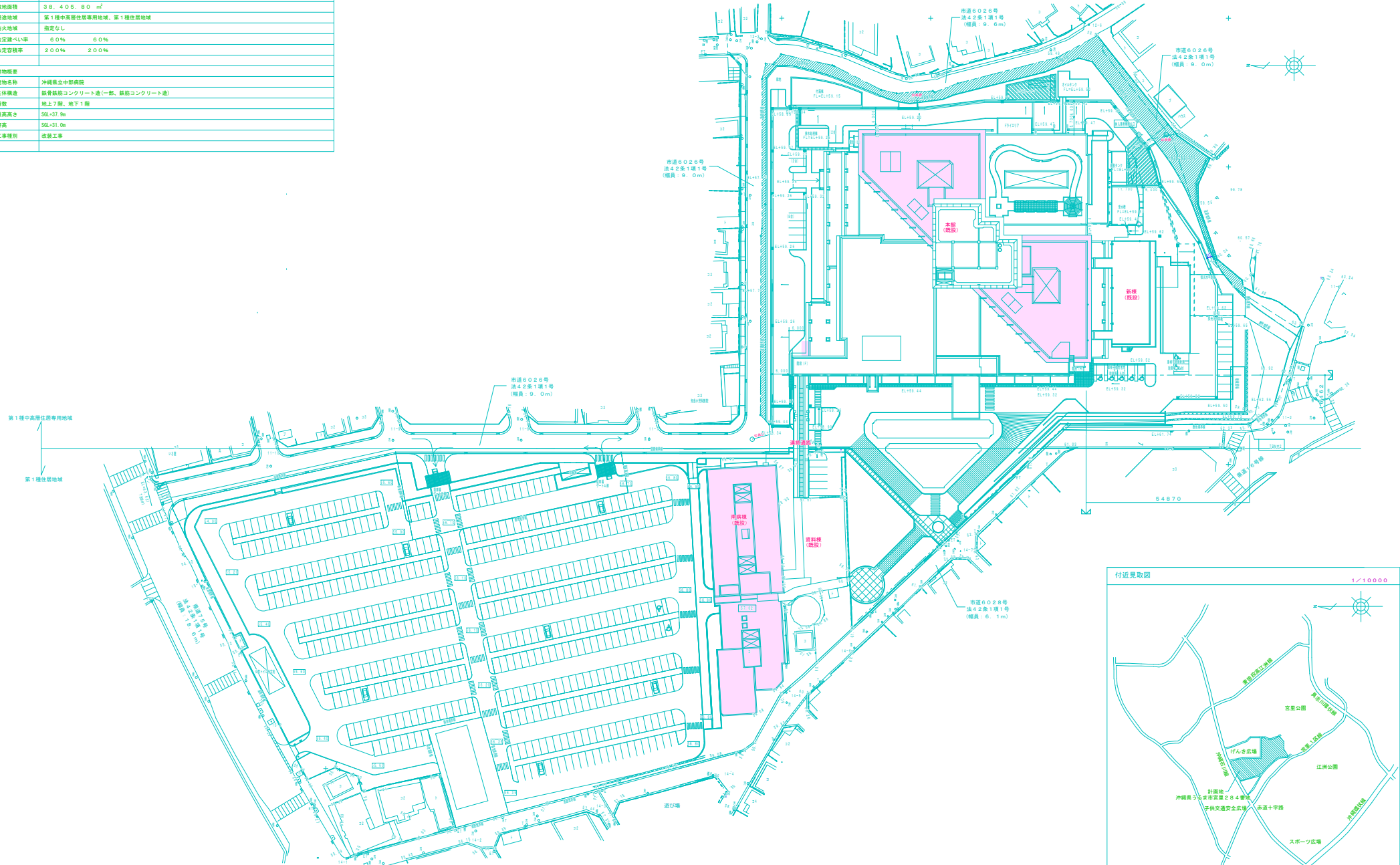
5 節 再資源化

下記の項目については、再資源化を行うものとする。

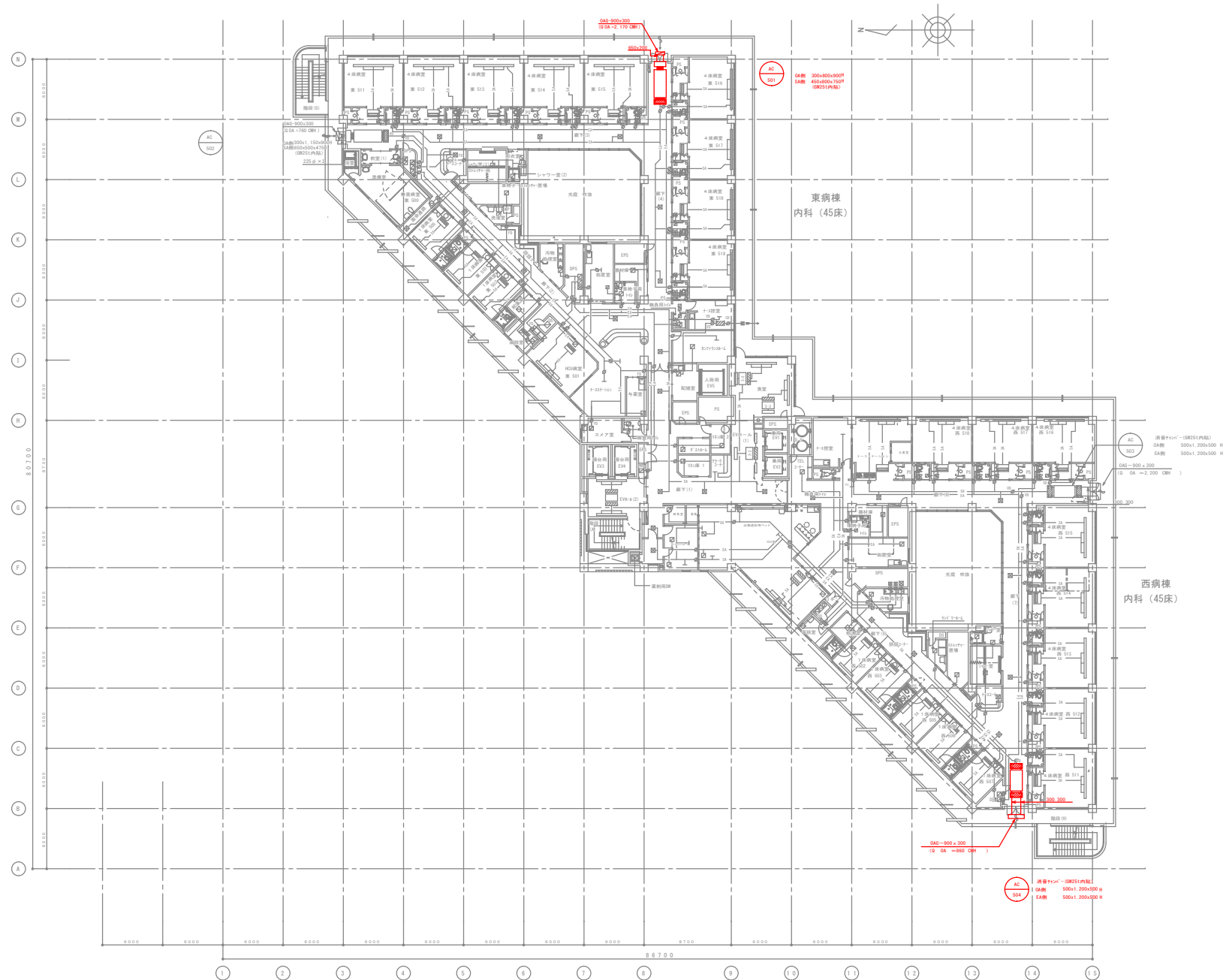
- 1) 配管及びダクト
- 2) 機器類

日付	2022. 04. 08	工事名称	沖縄県立中部病院空調設備関連工事	縮尺	N/S
作図	施設管理技士 宮平	図面名称	特記仕様書④	図面番号	M-04

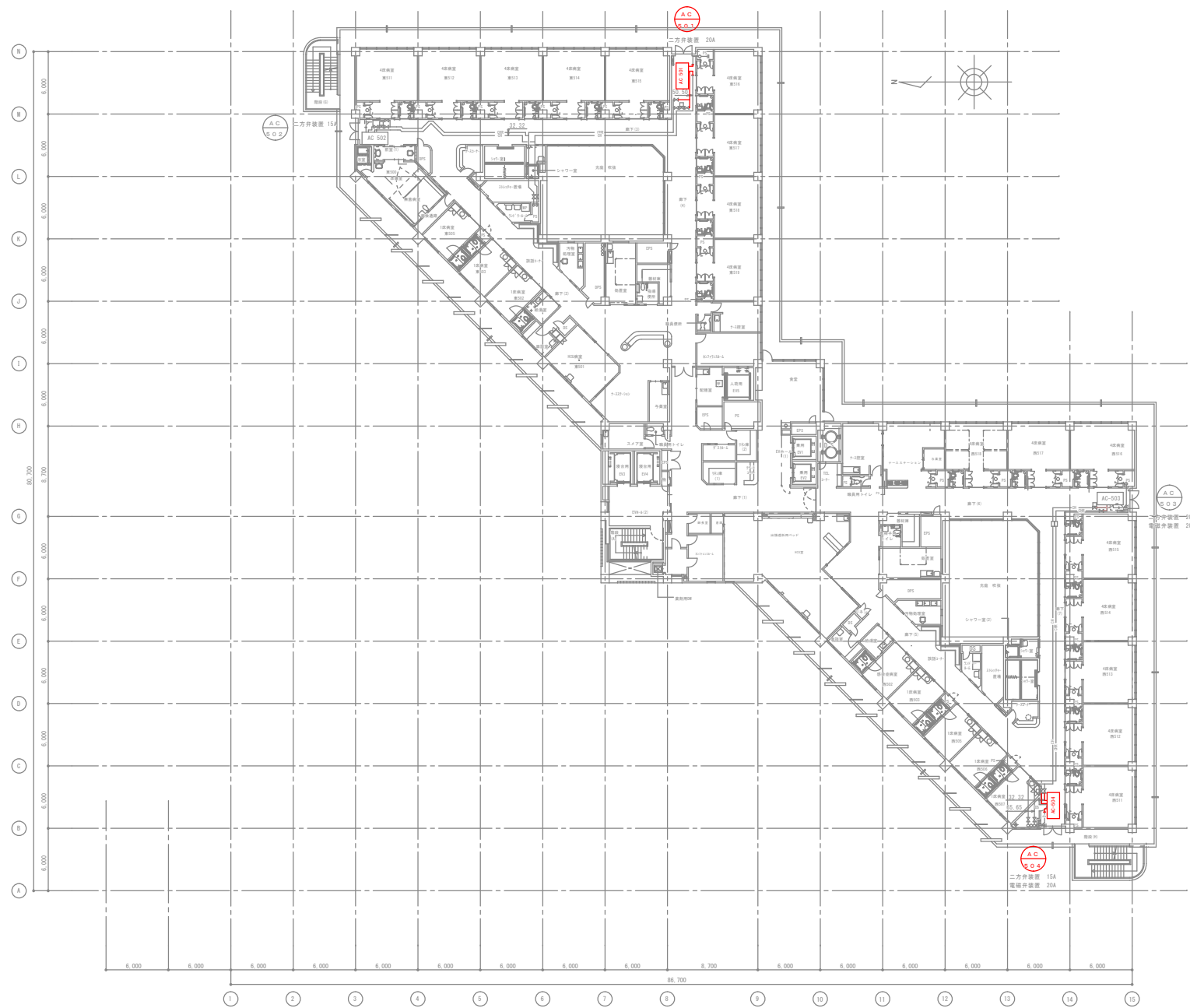
計 画 概 要	
敷地面積	
所在地	沖縄県うるま市宮里281地
敷地面積	38,405.80㎡
用途地域	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域
防火地域	指定なし
法定緑地率	6.0% 6.0%
法定容積率	20.0% 20.0%
建物概要	
建物名称	沖縄県立中部病院
主体構造	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部、鉄筋コンクリート造)
階数	地上7階、地下1階
最高高さ	55.37.0m
軒高	55.31.0m
工事種別	改築工事



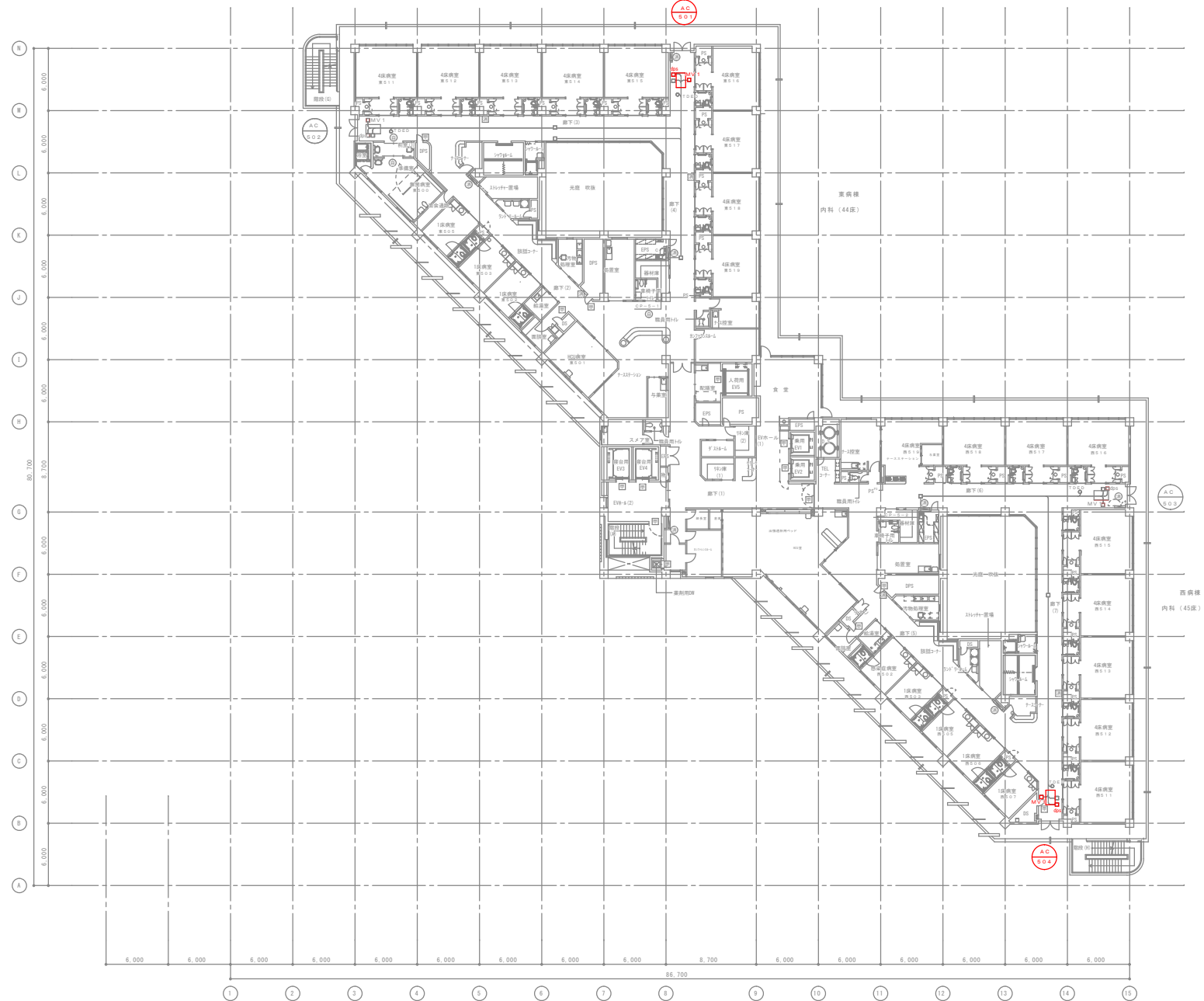
※ 赤枠内 取替空調機設置箇所

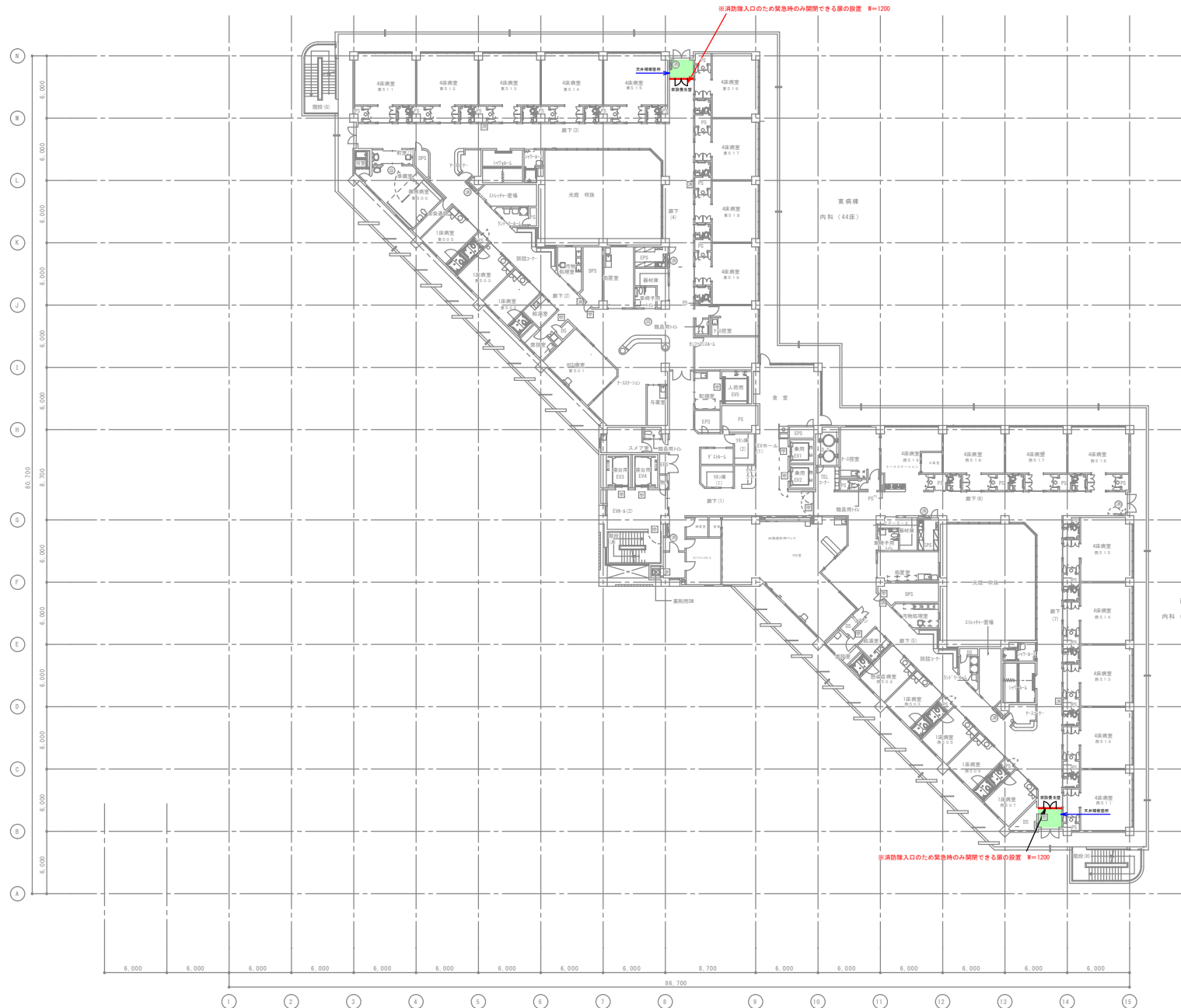


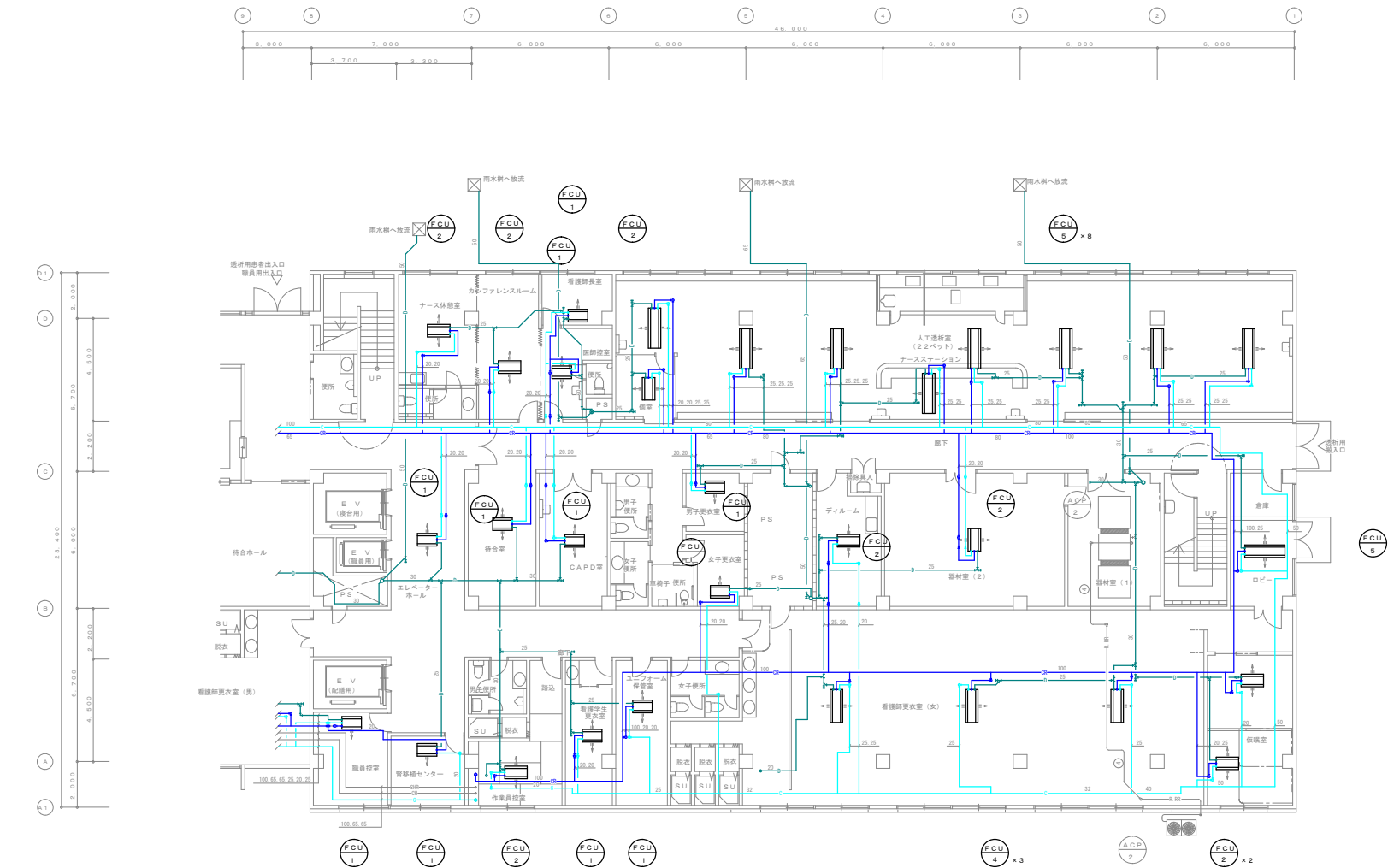
※ 赤 枠 内 取 替 空 調 機 設 置 個 所



※ 赤 枠 内 取 替 空 調 機 設 置 個 所







FCU機器台数

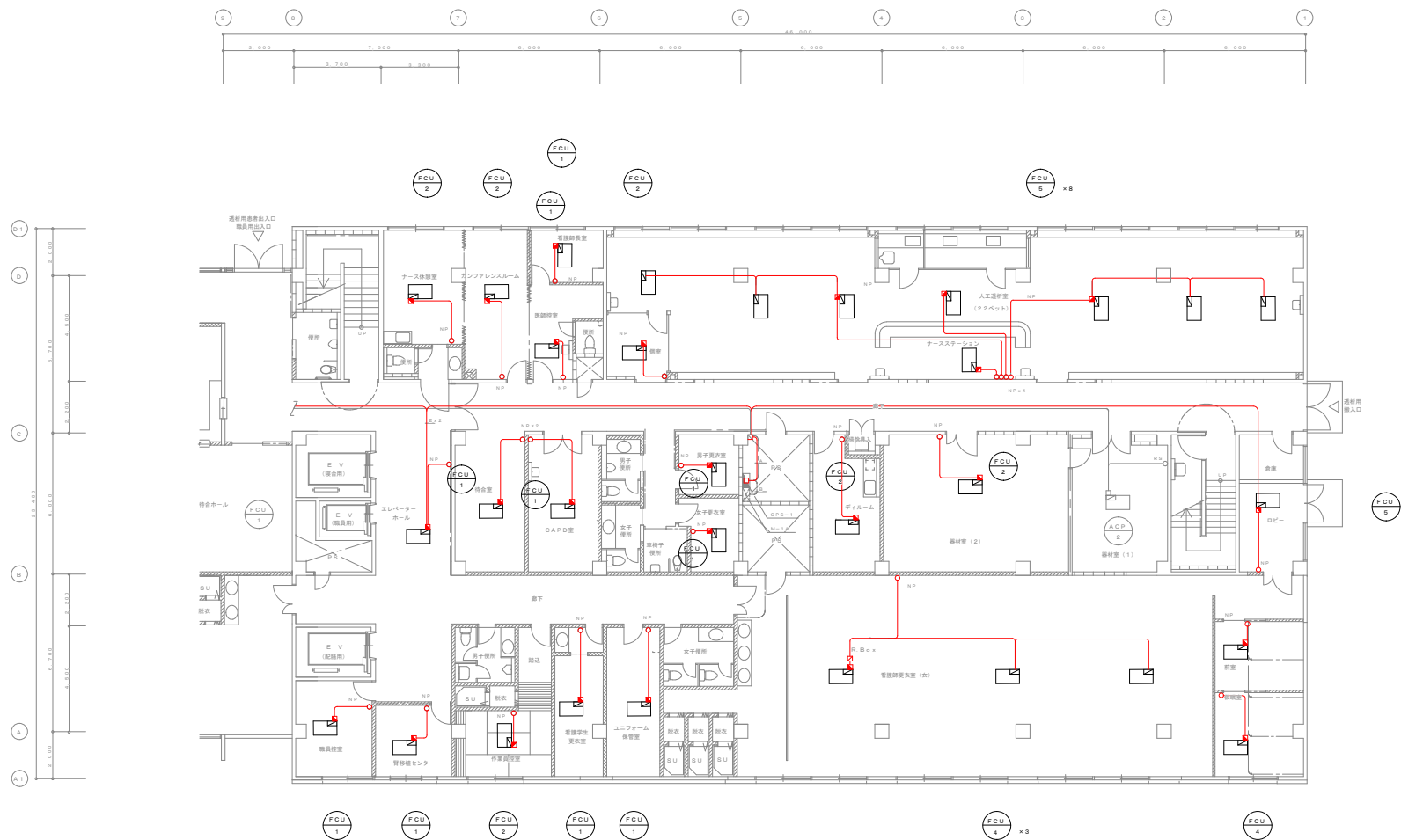
FCU-1×11台 FCU-4×3台

FCU-2×8台 FCU-5×9台

FCU-3×0台

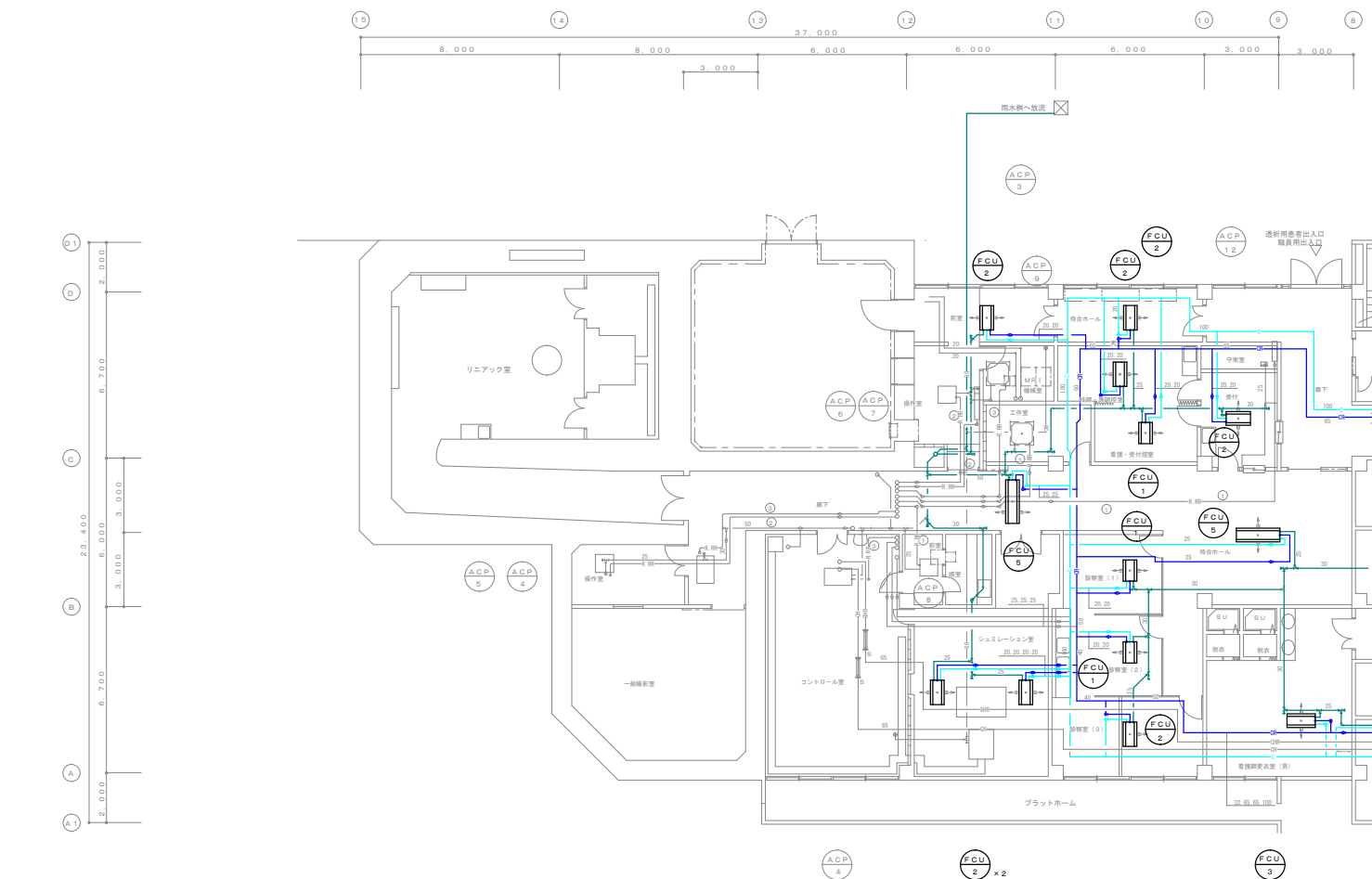
※ドレンパンはステンレス仕様とする

— 冷水送り配管
— 冷水戻り配管
— ドレン配管



—— 制御配線

※取替FCU制御接続は 既存制御配線に行くこと

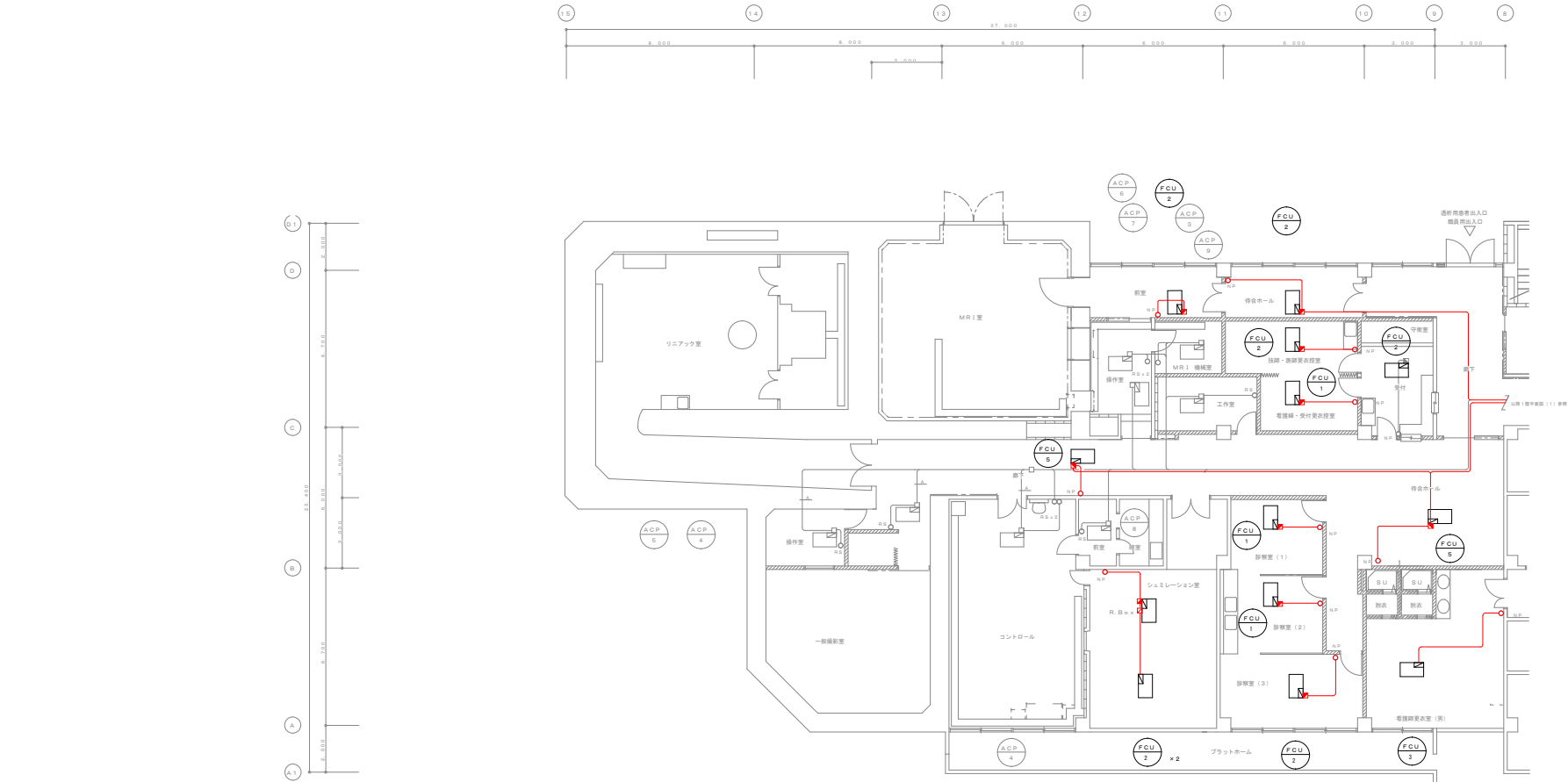


— 冷水送り配管
— 冷水戻り配管
— ドレン配管

FCU機器台数

FCU-1 × 3台 FCU-4 × 0台
FCU-2 × 7台 FCU-5 × 2台
FCU-3 × 1台

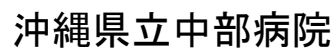
※ドレンパンはステンレス仕様とする



—— 制御配線

※取替FCU制御接続は 既存制御配線に行うこと

_____ : 工事個所



図面番号	M-14
------	------

※仮設ダクト工事には時間帯指定
OA取込み関連のある空調機が停止できる時間帯
(夜間作業の可能性あり)

——— : 工事箇所

